

奨学生募集要項（2026年度）

No. 604

大学経由応募（B区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	福島県奨学資金（福島県教育委員会）		
2026 募集人数	全国で120名程度		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
大学締切時期	第一回：2026年6月29日（月） 第二回：2026年10月9日（金） 第三回：2026年11月20日（金）		
給付	無	貸与	月額 35,000円
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	一部可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	福島県内の高校を卒業した者等（募集要項参照）
その他応募条件	・他の貸与型奨学金との併給不可 ・学力基準あり 1年生は、高校における最終2年間の評定平均が3.0以上 2年生以上は、さらに大学における学業成績が所属学部（科）の平均水準以上 ・所得基準あり（募集要項参照） ・申請書類は、財団HPからダウンロードすること		

令和8年度 福島県奨学生（在学）募集の案内

福島県奨学資金

大学・短期大学・高等専門学校

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

- 1 募集人員 [大学・短期大学・高等専門学校] 120名程度
- 2 貸与月額 [大学生・短大生] 月額 国公立 35,000円／私立 40,000円
[高等専門学校生] 月額 18,000円
- 3 貸与期間 令和8年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 募集期間 令和8年4月1日（水）～ 令和8年12月11日（金）まで

※令和8年度から変わりました募集期間中は随時募集となります※

【在学募集スケジュール】

在学申込回	注1) 申込書類提出（到着）期限	採用決定時期	★初回振込日
第1回	7月1日（水）まで	8月中旬	1) 9月30日（水）
第2回	10月26日（月）まで	11月末	2) 12月25日（金）
第3回	12月11日（金）まで	1月末	3) 3月10日（水）

注1) 書類提出期限について、大学・学校への提出期限ではなく、当課（高校教育課）への提出（到着）期限です。この提出期限により、採用決定、初回振込日が違いますので、ご注意ください。

注) ☆初回振込額

- 1) 4月から9月分・・・貸与月額×6ヶ月
- 2) 4月から12月分・・・貸与月額×9ヶ月
- 3) 4月から3月分・・・貸与月額×12ヶ月

☆☆採用後の初回の振込は、在学申込回（第1回）（第2回）（第3回）それぞれに採用決定後、4月に遡りまとめて振込予定です。その後毎月10日（その日が土、日、祝日の場合は、その日以降の金融機関取引日）に振込となります。

- 5 申込の方法 在学する大学・学校を通して申込
 - ① 申請に必要な書類を大学・学校へ提出
 - ② 大学・学校の推薦を得て申請へ
 - ③ 大学・学校より申請書類を福島県（高校教育課）へ
- 6 採用の決定 提出された書類により選考後福島県奨学生を決定
 - ① 採否について、大学・学校を通して本人へ通知
 - ② 採用の場合誓約書の提出後、4月分まで遡り貸与開始（上記☆☆参照）
 - ③ 初回振込日は、上記表（★）の予定

<応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

〔大学生・短大生の場合〕

- ① 県内の高等学校を卒業した者、若しくは高等学校卒業程度認定試験若しくは大学入学資格検定に合格した者。（合格当時県内に住所を有していた場合に限る。）・・・入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
- ② 県外の高等学校を卒業した者・・・卒業の月に福島県奨学資金を受けていたこと。

〔高等専門学校生の場合〕

- ① 県内に所在する学校に在学する者・・・県内に引き続き6ヶ月以上住所を有していること。
 - ② 県外に所在する学校に在学する者・・・入学又は転学するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、かつ、保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。
- 2 在学大学・学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

【学 力】

〔大学生・短大生の場合〕

高等学校における最終2カ年の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに大学における学業成績が本人の属する学部（科）の平均水準以上であること。

〔高等専門学校生の場合〕

中学校における最終2カ年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第2位四捨五入）が3.0以上であること。ただし、2年生以上の場合は、さらに高等専門学校における学業成績が本人の属する学科の平均水準以上であること。

【所 得】

本人の生計を主として維持する者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

<注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、大学・学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 同種類（貸与型）の修学資金を他から受けていないこと。
※ 他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。（給付型との併用は可能です。）
なお、本県奨学生に採用後に併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。
- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。
- 4 募集人数に達した段階で、募集は終了となりますので、可能な限り早めの申込回に手続きをお願いします。

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2-16

TEL:024-521-7775(直通)

Fax:024-521-7973

福島県奨学資金

検索



大学

＜必要書類＞ 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

☐ 福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 申請者(学生)の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票現住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を、避難されて住民票現住所と異なる場合は、「届出避難場所証明書」を必ず提出してください。
- ③ 保証人は2人(連帯保証人と保証人)が必要です。
※ 連帯保証人…福島県内に住所を有する親権者等。
※ 保証人……申請者及び連帯保証人と別住所・別生計で、返還の責務を負える成年者。65才以下の方にはしてください。
- ④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。(修正液、修正テープの使用不可)

☐ 福島県奨学生推薦調書(第2号様式)⇒ ※在学している大学・学校で記入します

☐ 成績証明書

- ① 出身高等学校の成績証明書(調査書不可)を取り寄せてください。※高専生は不要です。
- ② 申請者が2年生以上の場合、①の出身高等学校の成績に加え、在学学校の成績が必要です。

☐ 令和8年度 令和7年分 (令和7年1月から令和7年12月まで) 所得証明書 (就学者以外の世帯全員分)

- ① 源泉徴収票は不可。
- ② 就学者以外は、無職・年金受給者の方も提出してください。
- ③ 令和7年の中途又は令和8年中に退職・転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。
- ④ 市町村の発行開始時期が提出期限に間に合わない場合は、在学学校へご連絡ください。
※ 発行開始時期は市町村によって異なりますので、各市役所・役場へお問い合わせください。

☐ 住民票謄本(本籍・続柄・筆頭者記載の世帯票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

- ① 戸籍謄本は不可。
- ② 同居・別居を問わず同一生計の方全員分を提出ください。(単身赴任や学生を含む)
※ 住所が同一で世帯が別の場合(二世帯以上の同居又は祖父母等)も全員分が必要です。

☐ 保証人の住民票抄本(本籍・筆頭者記載の個人票) ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

☐ 口座振替による支払申出書

- ① 申請者(学生)名義の普通預金のみ有効。(貯蓄型口座への振替はできません。)
- ② 通帳の表紙および通帳の見開き1ページ(金融機関名/店舗名/口座番号/カナ氏名がわかるページ)のA4コピーを必ず添付してください。
- ③ 申請者(学生)の住民票の住所を記載どおりに記入してください。

- ☐ 居住証明書

☐ 特別の事情にかかる経費内訳

☐ 給与支払(見込)証明書

《注意》

該当者のみ提出

<返還について>

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。

福島県奨学資金の申請の際は、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

なお、返還の目安については、下表をご参照ください。

【返還の方法】

【返還の期間・方法】 卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ20年以内に全額を半年賦（年2回）で返還していただきます。

福島県教育委員会が発行する納入通知書により、県の指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口（ゆうちょ銀行以外）、またはコンビニエンスストアに持参して納付していただくようになります。

※口座振替等の取扱いはありません。

【利子及び延滞利息】 利子は、無利子となりますが、返還すべき日までに返還されない場合は年10%の延滞利息が発生します。

また、納期限を経過しても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

【返還額の例】

		貸与年数	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額	返還回数	返還年数
大学	国公立	4	35,000円	48月	1,680,000円	60,000円	28回	14年
	私立	4	40,000円	48月	1,920,000円	64,000円	30回	15年
短期大学	国公立	2	35,000円	24月	840,000円	42,000円	20回	10年
	私立	2	40,000円	24月	960,000円	48,000円	20回	10年
高等専門学校		5	18,000円	60月	1,080,000円	49,000円	22回	11年

※ 端数は初回返還金で調整されます。

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入金額から必要経費特別控除を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

給与所得者 5人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
本人	私立大学	自宅外通学		1,440千円
弟	県立高等学校	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

所得証明書の「給与収入金額」
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

- ① 給与所得の計算式（裏面表1）から

$$8,500\text{千円} \times 0.7 - 2,226\text{千円} = 3,724\text{千円}$$

- ② 特別控除額表（裏面表3）から（控除を差し引く）

$$3,724\text{千円} - (1,440 + 280 + 860) = 1,144\text{千円}$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

- ③ 所得基準額表（裏面表2）により 5人世帯4,280千円以下ということで申請可能となります。

給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・本人・妹）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	会社員	営業所得	3,300千円	490千円
本人	国公立大学	自宅外通学		1,020千円
妹	私立高等学校	自宅通学		410千円

- ① 給与所得の計算式（裏面表1）は当てはめない。

父子家庭控除額

- ② 特別控除額表（裏面表3）から（控除を差し引く）

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

$$3,300\text{千円} - (490 + 1,020 + 410) = 1,380\text{千円}$$

- ③ 所得基準額表（裏面表2）により 3人世帯3,620千円以下ということで申請可能となります。

表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額＝0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8－2,626千円＝所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7－2,226千円＝所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額－4,860千円＝所得金額

表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基 準 額	世帯人員	基 準 額
1 人	1,860,000円	5 人	4,280,000円
2 人	3,100,000円	6 人	4,520,000円
3 人	3,620,000円	7 人	4,750,000円
4 人	3,950,000円	8 人	4,980,000円

※ 世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに230,000円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

表3 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額				証 明 書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)
2	就学者のいる世帯 (1人につき)	区 分	通学形態	国公立	私 立	
	注1：自宅外通学の控除は、住民票 又は居住証明書でそれが確 認できる場合に限ります。 確認できないときは、自宅通 学の控除になります。	小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自 宅 通 学	280,000円	410,000円	
			自 宅 外 通 学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校 学生	自 宅 通 学	360,000円	600,000円	
			自 宅 外 通 学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等 課程生徒	自 宅 通 学	170,000円	370,000円	
			自 宅 外 通 学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門 課程学生	自 宅 通 学	220,000円	720,000円	
			自 宅 外 通 学	620,000円	1,120,000円	
	大学学生	自 宅 通 学	590,000円	1,010,000円		
		自 宅 外 通 学	1,020,000円	1,440,000円		
3	障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があって将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円。				

備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。

② 現時点(申請時点)において特別の事情に該当する項目について控除されます。

③ 3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。